

・ H26. 6. 2 **追加**

○ II - 5 後援会代表者による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査

| 旧 | 新  |
|---|--|
|   | <p>II-5 後援会代表者による同一の公職の候補者に係る他団体の政治資金監査</p> <p>Q 特定の国会議員の後援会の代表者が登録政治資金監査人として同じ国会議員が代表を務める政党支部の政治資金監査を行うことはできるのか。</p> <p>A 登録政治資金監査人又はその配偶者が、ある国会議員に係る公職の候補者の国会議員関係政治団体甲の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者（以下「代表者又は会計責任者等」という。）である場合に、同一の候補者に係る他の国会議員関係政治団体乙の政治資金監査を行うことは、当該候補者に係る国会議員関係政治団体に対する政治資金規正法上の業務制限に該当しません。</p> <p>ただし、甲の代表者又は会計責任者等である登録政治資金監査人は、乙と密接に連携して活動を行っている場合もあると考えられ、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つ観点から、政治資金監査を行うことは望ましくありません。また、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。</p> |